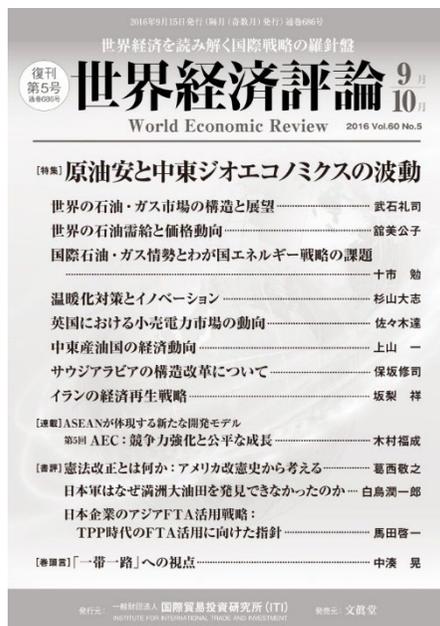


本論文は

# 世界経済評論 2016年9/10月号

(2016年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

## 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読  
期間中

### デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。  
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

「バァリーーン」真夜中の2時半、突然の耳をつんざく凄まじい音とともに苦難の1週間が始まった。

時は1985年3月、場所はイランの首都テヘラン、寝静まる郊外の住宅地に雷に似た衝撃音が何度か響きわたったかと思うと遅まきながら空襲警報が鳴り響いた。『ついに来たか!!』慌てて飛び起きた妻や3歳と1歳の子供を抱え階下の大家さん夫婦とイラン軍の対空砲火がヒュルヒュルと打ちあがる最中、地下室に避難する。

イラン・イラク戦争が始まって4年半、両国は互いに譲らず首都攻撃を開始した。テヘランに駐在していた筆者とその家族は、その夜以降、他の駐在員とともに頑丈なホテルに移りテヘラン脱出の飛行便を探すことになるが、民間フライトは全て欠航し日本以外の国は自国民の救出で精一杯のなか、日本からの救援機は来ず、邦人200人以上が命の危険に晒されることになった。

イラク軍爆撃機による連夜のテヘラン空襲から4日目、イラクのサダム・フセイン大統領は48時間後つまり3月18日午後8時以降、イラン上空を飛ぶ航空機は軍用、民間を問わず無差別に攻撃すると宣言したことから各国民のイラン脱出ラッシュはパニックに陥り、唯一救援機が来ないまま取り残された日本人の脱出は一層困難を極め、みな絶望的な気持ちになっていた。

この絶体絶命の危機を救ってくれたのは日本ではなくトルコだった。時のオザール・トルコ首相は、日本大使や企業からの懇請もありトルコ国民の避難を後回しにしてでも安全が確保できていない日本人の救出を決断しトルコ航空に救援機派遣を要請したのだ。直ちにトルコ航空はクルーを募り多数のトルコ人パイロットとCAが身の危険を顧みずに要請に応じた。

無差別攻撃の始まる午後8時の数時間前に夕闇のテヘラン空港を飛び立った2機のトルコ航空機は、疲れ果てた日本人とその家族215人を乗せて、灯火管制で真っ暗なテヘラン上空を抜け出し、光まばゆい大都市イスタンブールに無事着陸した。

この救出劇は、95年前の「和歌山県串本沖のエルトゥールル号遭難事故」につながっている。

1890年明治天皇に謁見に来たトルコの軍艦『エルトゥールル号』は帰路、和歌山県串本沖で台風のために座礁し580人の死者を出した。その際、串本の紀伊大島の貧しい漁民たちは身を挺して69人もの乗組員を救助しその後も村で献身的な治療となけなしの食料を与えて介護した。トルコとの友好を重視した明治天皇は、日本国民からの義援金とともに軍艦「金剛」「比叡」で直ちにオスマン・トルコ帝に生存者を送り届けたのである。テヘランのトルコ航空による救出劇は、95年前の串本の漁民に代表される日本国民への感謝の恩返しであったとして人々の感動を生み、昨年末公開の日本・トルコ友好125周年記念合作映画『海難1890』として両国で上映され新たな涙を誘った。

この史実はトルコでは小学校の教科書に載っておりトルコ国民は誰もが知っていることだが、日本では意外と知られていないことから和歌山県の企業家有志を中心に結成されたNPO法人『エルトゥールルが世界を救う』が当初より映画化に協力した。映画が無事公開された現在は日本・トルコ友好の固い絆や補完的な通商を通じて世界平和を推進しようという運動を行っており、筆者も微力ながら協力している。

では振り返って日本だが、あの時、なぜ日本だけが救援機を送れなかったのか、そしてあれ

## 「エルトゥールル号 の奇跡」と 邦人救出事情

から30年を経て、日本は他国の世話にならずに在留邦人の命にかかわる緊急時に外国で自国民を救出できるようになったのか、という現実には難しく法整備も始まったばかりというのが現状だ。もう少し詳しく説明すると、邦人救出問題については、2013年のアルジェリア人質事件を受けた自衛隊法改正で、自衛隊が海外で邦人を陸上輸送することが可能になった。さらに昨年9月に成立した平和安全法制で一步前進した改正がなされ自衛隊法に新たに『在外邦人等の保護措置』が新設されたのだ。

これにより在外邦人が命の危険にさらされた時、自衛隊はこれまでの邦人の「輸送」だけでなく「救出・保護」を行えるようになった。防衛大臣は総理大臣の承認を得て自衛隊に「在外邦人の保護措置」つまり「邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置」を行わせることができるようになった。ここまで書くと素晴らしいではないか、憲法違反と反対の声が今でも多い平和安全法制ではあるが、よく読めば在外邦人にとって頼りになる大事なことも含まれているのではないかと解釈できる。しかし、この法案には3つの非現実的な条件が同時に付けられている。すなわち『当該国が安全と秩序を「維持」しており、当該国の「同意」があり、さらに当該国との「連携・協力」の確保が見込まれる場合のみ、自衛隊は在外邦人の「救出・保護」を行える』ということだ。この3要件が満たされていなければ自衛隊は在外邦人の「救出・保護」にはあたれない。30年前のテヘランの事案が今起こっても、自衛隊は助けを待つ邦人のために出動することは極めて難しい。日本人の安全確保ができていな

いからと救出に来てくれたトルコに比べ、『救出・保護』に関して当該国の安全等が確保できていないなら邦人救出に行かないというのが日本だ。

この自衛隊法の改正を含む平和安全法制は本年3月末に施行された。いよいよ危険にさらされた在留邦人の救出が法的には可能となるが、現実となると当該国に乗り込む自衛隊の情報量は圧倒的に少なく訓練もおぼつかない。しかも武器を使えるのは正当防衛が緊急避難の場合に限られており、武器使用の可否判断が現実には非常に難しい。こんな法律で振り回される自衛隊員の肉体的精神的ご苦労はいかばかりかと思う。

(一社)日本在外企業協会は日本で唯一の海外で事業を行っている日本企業の集まりだが1992年4月には協会内に「海外安全センター」を設立し、日本政府・外務省と連携をとりながら、講演会やセミナーを開き、調査・刊行物を発行して海外安全・テロ対策を含む危機管理の啓発活動を行ってきた。在外企業には、日本政府に頼ることない「セルフ・ディフェンス」の精神を説き、少しずつ前進している邦人救出法制の整備状況を見ながら、いつでも拠点・本社が正確な情報の共有のもと適切に対応することを常にお願している。

参考資料：『日本、遥かなり～エルトゥールルの“奇跡”と邦人救出の“逃走”』門田隆将著, PHP研究所。

こんどうりゅう 丸紅(株)イラン、イラク、マレーシア、シンガポール駐在等を経て現在(一社)日本在外企業協会常務理事, NPO法人「エルトゥールルが世界を救う」理事。

\*本文は筆者の個人的な見解であり、日本在外企業協会の見解ではない。